

探偵業の届出要領について

1 届出様式

- 様式については、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、各警察署の生活安全許可事務を担当する課に備え付けていますので、お問い合わせください。

2 届出書の提出先

- 都道府県公安委員会に届出書を提出する場合は、営業所の所在地を管轄する警察署(窓口は生活安全許可事務を担当する課)を経由して行うことになります。なお、警察本部では受付できませんので注意してください。
- 届出書の受付時間にあつては、平日の午前9時から午後5時までとなります。

【提出書類及び添付書類】

※詳しくは「探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則を確認願います。

| 探偵業を営もうとする場合の届出（届出後には標識を作成・掲示） | |
|---------------------------------------|--|
| 書 式 | 探偵業開始届出書 |
| 提 出 期 限 | 探偵業を開始しようとする日の前日 (※余裕を持った提出をお願いします。) |
| 添 付 書 類 (個 人) | 1 履歴書及び住民票の写し(市役所等で取得した原本、本籍あり個人番号なし) 2 探偵業の業務の適正化に関する法律に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書 3 本籍地の市町村長等から発行される身分証明書 (破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない旨) 4 未成年者で、法定代理人から営業を許可された者にあつては、次に掲げる書面 (1) 法定代理人の氏名及び住所を記載した書面 (2) 営業の許可を受けていることを証する書面 5 未成年者で、法定代理人から営業の許可を受けていないものにあつては、法定代理人に係る上記1～3に掲げる書類 ※ 1～5につき、いずれもおおむね届出日からさかのぼって3ヶ月以内のものを有効な添付書類と認めています。 |
| 添 付 書 類 (法 人) | 1 定款 2 登記事項証明書 3 役員に係る上記添付書類(個人)に欄に掲げる1～3の書類 |

| 探偵業を廃止する場合の届出 | |
|----------------------|---------------|
| 書 式 | 探偵業廃止届出書 |
| 提 出 期 限 | 廃止をした日から10日以内 |

| 届出事項に変更が生じた場合の届出（変更後の内容の標識を作成・掲示） | |
|--|--|
| 書 式 | 探偵業変更届出書 |
| 提 出 期 限 | 変更の日から10日(登記事項証明書を添付する場合は20日)以内 |
| 添 付 書 類 | 1 変更事項を疎明する書類 ※ おおむね届出日からさかのぼって3ヶ月以内のものを有効な添付書類と認めています。 |